通常兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について(平成8年9月4日付け貿局第365号)

改正後	現行
(略)	(略)
記	記
別記1~別記3 (略)	別記1~別記3 (略)
付表	付表
1~20 (略)	1~20 (略)
21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第	2 1 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第
3 項第二号に該当するプログラム、同号イから二まで <u>若しくはト又は同条第三号</u>	3 項第二号に該当するプログラム又は同号イから二まで <u>、ト若しくはチ</u> に該当す
に該当するもの	るもの